

災害による被害を受けられた場合の特別措置について

災害により被災された受験生・保護者の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

奈良大学では、被害を受けられたご家庭の受験生を対象に、2027年度入学試験の入学検定料、入学手続き金等について、ご本人からの申し出により、次のような特別措置を講じます。詳細につきましては、下記の問い合わせ先までご相談ください。

記

1. 対象者

大規模自然災害（入学年度の前年度に発生した災害に限る。）による災害救助法適用地域の居住者で、当該災害により本人又は手続き金負担者が被災し、入学手続き金等の納付が著しく困難になった方

2. 特別措置内容

- （1）手続き金負担者が死亡した場合
入学手続き金等の全額免除
- （2）手続き金負担者の住居が全壊または半壊、流失など著しい被害を受けた場合
入学手続き金等の全額免除
- （3）住居の一部損壊、浸水などの被害を受けた場合
入学検定料の全額免除

3. 提出書類

- （1）入学手続き金等免除願
- （2）被害の程度を認定し得る書類（居住地の市町村が発行する災害証明書等）

4. 申請期日

出願される試験の出願締切日までにお申し出ください。

対象となる方は、まず、下記の「奈良大学入試広報センター」にご相談ください。

その後、必要書類を提出していただきます。

【問い合わせ先・送付先】

〒631-8502 奈良市山陵町 1500

奈良大学 入試広報センター

TEL 0742-41-9502 FAX 0742-44-7949

E-mail nyuugaku@aogaki.nara-u.ac.jp